

令和 8 年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰について

1 神奈川県青少年育成活動推進者表彰の概要

(1) 目的

生業のかたわら、青少年健全育成活動の推進力として、奉仕に努力を傾けている個人に対し、神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会が感謝の意を表わし青少年健全育成活動の発展に資する。

(2) 対象

県内の青少年の健全育成に熱意をもってあたり、その業績が特に顕著な民間の個人又は団体。ただし、個人においては公務員であっても職務以外において実践しているものは対象とすることができる。

(3) 開始年

昭和 41 年

2 令和 8 年度の推薦依頼について

(1) 市町村への推薦依頼

幅広い推薦者を募るために、市町村等に対する推薦依頼の中で令和 7 年度の受賞団体を例示するなど、より分かりやすく依頼を行う。

(2) 県からの推薦

次世代育成課及び教育局総務室、県青少年センター青少年サポート課に対し、NPO 団体の推薦を依頼する。

神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱等の改正について

1 改正理由

令和8年度の神奈川県青少年育成活動推進者表彰の実施にあたり、必要な改正を行うもの。

(1) 表彰要綱内の「目的」

- ・神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱の「1 目的」には、奉仕に努力を傾けている「個人」に対して部会が感謝の意を表わすとの規定があるが、次項目「2 対象」には、業績が特に顕著な民間の「個人又は団体」とされている。
- ・そのため、「2 対象」の文言と合わせるため、「1 目的」も、「個人又は団体」と修正することとする。

(2) 部会の委員が代表等を務める団体の審議

- ・令和7年度、神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会の委員が代表を務める団体の推薦があった。
- ・「神奈川県青少年育成活動推進者表彰実施細目」の「4 表彰候補者」において、個人推薦については委員の除外規定を設けているが、団体推薦については規定がない。
- ・そのため、本表彰の審議における利益誘導等の誤解を排除し、公正性を担保するために、該当委員は団体表彰の審議を行わないという措置を講じた。
- ・委員からは、透明性の確保のためにも規定への明文化が必要との意見が上がったことから、要綱を改正し、取扱いを明文化する。

2 改正内容

(1) 「神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱」第1項に次の単語（下線部）を追加する。

「1 目的」

生業のかたわら、青少年健全育成活動の推進力として、奉仕に努力を傾けている個人又は団体に対し、神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会が感謝の意を表わし青少年健全育成活動の発展に資する。」

(2) 「神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱」第5項に次の文（下線部）を追加する。

「5 表彰者の決定」

県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会長は、前項の表彰候補

者について部会の審議を経て表彰者を決定する。

ただし、県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会委員が、推薦された団体に係る代表者に就任している場合には、当該委員は団体表彰に係る審議に加わらないものとする。」

神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱

1 目的

生業のかたわら、青少年健全育成活動の推進力として、奉仕に努力を傾けている個人又は団体に対し、神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会が感謝の意を表わし青少年健全育成活動の発展に資する。

2 対象

県内の青少年の健全育成に熱意をもってあたり、その業績が特に顕著な民間の個人又は団体。ただし、個人においては公務員であっても職務以外において実践しているものは対象とすることができる。

3 表彰事項

表彰の対象は、次の各号に掲げる事績とする。

- (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (2) 青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
- (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
- (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大の事績があったもの。

4 表彰候補者

- (1) 市町村青少年問題協議会会長が県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会長に推薦するもの。
- (2) 県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会長が認めるもの。

5 表彰者の決定

県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会長は、前項の表彰候補者について部会の審議を経て表彰者を決定する。

ただし、県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会委員が、推薦された団体に係る代表者に就任している場合には、当該委員は団体表彰に係る審議に加わらないものとする。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。
附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 13 日から施行する。
附 則

この要綱は、令和 8 年 ● 月 ● 日から施行する。

神奈川県青少年育成活動推進者表彰実施細目

神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱（以下「要綱」という。）に基づく表彰の実施細目を、次のとおり定める。

1 表彰候補者の割当

（１）個人

各年度の表彰者数は、予算の範囲内とし以下の基準に基づき、各市町村ごとに推薦枠を設定することとする。

ア 全ての市町村から１名以上の推薦枠を確保する。

イ 市町村ごとの割当数は、人口比により割り当てをする。

ウ 人口比１％につき１名を割り当て、小数点以下を切り捨てとするが、１％未満の市町村についても１名ずつ割り当てる。

エ 昨年までの実績等を勘案して必要な調整を行い割り当てをする。

（２）団体

各年度の表彰団体数は、おおむね１０団体とする。

2 実施予定日

１月から２月頃

3 実施内容

神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会部会長から、記念品を添えて感謝状を贈呈する。

4 表彰の対象となる者

（１）個人

要綱２に掲げる個人で、概ね２０歳以上の者を対象とする。ただし、神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会の委員は除外する。

（２）団体

要綱２に掲げる団体で、県域、市町村域（複数の市町村域を含む。）又は指定都市の区域（複数の指定都市の区域を含む。）を活動範囲とする団体を対象とする。

5 表彰の対象となる事績・功労

要綱３に掲げる事績・功労は原則として、表彰を行う前年度の８月１日から当該年度の７月３１日までに行われたものを対象とする。

6 表彰候補者の推薦

要綱４に定める市町村青少年問題協議会会長等からの推薦は、「神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書」（様式１）または「神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補団体推薦書」（様式２）によるものとし、そ

の提出は、9月中旬までに行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成18年7月7日より施行する

附 則

この実施細目は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この実施細目は、平成26年7月1日より施行する。

附 則

この実施細目は、令和3年6月1日より施行する。

附 則

この実施細目は、令和6年6月13日より施行する。

附 則

この実施細目は、令和7年6月19日より施行する。

市町村あての推薦依頼と
同じタイミングで
委員にも依頼します。

令和8年6月 日

神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会委員 殿

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長

令和8年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の推薦について（依頼）

本県の青少年行政の運営につきまして、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別添表彰要綱及び実施細目に基づき実施する標記表彰につきましては、委員の皆様におかれましても、積極的に被表彰候補者をご推薦いただきたくお願いいたします。なお、ご推薦にあたっては、表彰要綱及び実施細目と併せて、推薦に当たっての留意事項を記載した表彰事務担当者あての事務連絡もご参照くださいますようお願いいたします。

ご推薦いただける場合は、9月4日（金）までに下記神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課メールアドレスあて、推薦書をご送付ください。

なお、表彰式は、令和9年2月11日（木・祝）に神奈川県立青少年センターで実施する予定であることを申し添えます。

問合せ先

地域環境グループ 吉田

電話(045)210-1111 内線 3851

電子メール seisyonen.kankyo@pref.kanagawa.lg.jp

令和8年度表彰候補者割当数算定表

市区町村	人 口 R8.5.1現在	人 口 比	人口比(%)の 小数点以下を 切捨て	令和7年度の 割当数 (網かけ部調 整)	令和7年度の 割当数	対前年度 比増減
	人		人	人	人	人
横浜市	3,769,150	40.91095%	40	41	41	0
川崎市	1,553,920	16.86649%	16	17	17	0
相模原市	722,148	7.83831%	7	8	8	0
指定市計	6,045,218	65.61575%	63	66	66	0
横須賀市	367,698	3.99105%	3	4	4	0
平塚市	257,818	2.79840%	2	3	3	0
鎌倉市	170,034	1.84558%	1	2	2	0
藤沢市	443,488	4.81369%	4	5	5	0
小田原市	185,293	2.01120%	2	2	2	0
茅ヶ崎市	244,975	2.65900%	2	3	3	0
逗子市	55,136	0.59845%	0	1	1	0
三浦市	39,141	0.42484%	0	1	1	0
秦野市	160,069	1.73741%	1	2	2	0
厚木市	223,014	2.42063%	2	2	2	0
大和市	244,280	2.65145%	2	3	3	0
伊勢原市	101,057	1.09689%	1	1	1	0
海老名市	141,488	1.53573%	1	2	2	0
座間市	131,893	1.43159%	1	1	1	0
南足柄市	39,022	0.42355%	0	1	1	0
綾瀬市	82,787	0.89858%	0	1	1	0
16市計	2,887,193	31.33805%	22	34	34	0
市 計	8,932,411	96.95380%	85	100	100	0
葉山町	30,454	0.33055%	0	1	1	0
寒川町	48,381	0.52514%	0	1	1	0
大磯町	30,617	0.33232%	0	1	1	0
二宮町	26,483	0.28745%	0	1	1	0
中井町	8,861	0.09618%	0	1	1	0
大井町	17,198	0.18667%	0	1	1	0
松田町	10,229	0.11103%	0	1	1	0
山北町	8,961	0.09726%	0	1	1	0
開成町	18,726	0.20325%	0	1	1	0
箱根町	10,816	0.11740%	0	1	1	0
真鶴町	6,065	0.06583%	0	1	1	0
湯河原町	21,864	0.23732%	0	1	1	0
愛川町	39,154	0.42498%	0	1	1	0
清川村	2,839	0.03081%	0	1	1	0
町村計	280,648	3.04620%	0	14	14	0
合 計	9,213,059	100.00000%	85	114	114	0

(※)人口比が1%未満の市町村は、割当数を1名とする。

人口比が1%以上の市町村は、原則として人口比(%)の小数点以下を切り捨てた数を割当数とする。

人口比が1%以上の市町村で、小数点以下が0.5を超える場合は、切り上げた数とする。

令和8年6月 日

各市町村青少年問題協議会会長 殿

神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会長

令和8年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の推薦について（依頼）

本部会の運営につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の表彰について、別添表彰要綱及び実施細目に基づき実施します。

つきましては、次のとおり9月4日（金）までに神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課へ被表彰候補者をご推薦くださるようお願いいたします。

なお、表彰式は、令和9年2月11日（木・祝）に神奈川県立青少年センターで実施する予定であることを申し添えます。

1 個人 上限 名（※今年度人数は現在調整中）

※ 対象者は、令和7年8月1日から令和8年7月31日の間に、神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱3に掲げる活動に従事したものの。

2 団体

※ 対象団体は、令和7年8月1日から令和8年7月31日の間に、神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱3に掲げる活動に従事したものの。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部

青少年課地域環境グループ 吉田

電話(045)210-1111 内線 3851

電子メール seisyonen.kankyo@pref.kanagawa.lg.jp

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 日

表彰事務担当者 殿

神奈川県子ども・若者施策審議会
若者施策検討部会
青少年育成活動推進者表彰担当

令和 8 度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の
推薦に当たっての留意事項について

- ・「神奈川県青少年育成活動推進者表彰」は、「神奈川県青少年育成功労者表彰」（知事表彰）の前提要件となっていますので、十分配慮してください。（＜参考②＞参照）
- ・ 推薦割当数の範囲内で推薦してください。
- ・ 令和 6 年度から、子ども・若者の支援活動に従事する NPO 団体等を対象とする団体推薦枠を設けました。該当がありましたら、各市町村割り当て数にこだわらずご推薦くださるようお願いいたします。※なお、推薦いただいた数が、全体として著しく多くなった場合は、ご相談させていただく場合がございます。

＜表彰 NPO 団体等活動例＞

- ①障害のある子どもと家族の居場所づくりや情報支援
- ②街の仕組みや人とのかかわり方について子どもたちに考える機会を与えるイベント開催
- ③子どもの学習支援及び体験活動の実施、居場所づくり
- ④親子の悩みに応えるため居場所づくり、子育て支援
- ⑤小・中学校等での医療にかかる訪問授業を実施・子ども会や青少年指導員などの従来の青少年指導者層にこだわらず、NPO 等地域で様々な分野で子ども・若者を支援する活動を展開している方の推薦についても配慮してください。18 歳未満の子どもを支援する活動に限らず、18 歳以上の若者を支援する活動に従事されている方も対象となります。

- ・ 青少年の主体的な活動を奨励する意味から、地域のグループ等において指導的な役割を担っている若い力の推薦についても配慮してください。
- ・ 公務員の推薦は、要綱上対象からはずされているわけではありませんが、特に青少年行政関係者は、職務と職務以外との区別が判断しにくいので、できるだけ避けてください。（職業が公務員の方については、後日、職務と関係のない活動をもつての推薦か否か確認させていただく場合があります）
- ・ 青少年健全育成分野における上位の表彰（健全育成分野での県民功労者表彰等）を受けた方は推薦の対象から除外してください。
- ・ できるだけ多くの育成者を表彰し、育成活動を奨励する意味から、過去の受賞者は、原則として除外し、ジェンダーバランスについても考慮してください。

- ・ 推薦書の取扱いについては、表彰候補者本人が直接記入することのないよう、特にご留意ください。
- ・ 推薦書ご記入の際は、別紙「推薦書記入例」及び「記入要領」をご参照ください。
- ・ 過年度、推薦いただいた受賞者の方の電話番号が間違っていたため、関係のない方にご迷惑をおかけした事例がありました。このようなことのないよう、出来る範囲で構いせんので、氏名、住所、電話番号を十分確認の上、推薦いただくようお願いいたします。

<参考①> 神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱（抜粋）

3 表彰事項

表彰の対象は、次の各号に掲げる事績とする。

- (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (2) 青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
- (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
- (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
- (6) 前号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大な事績があったもの。

<参考②> 神奈川県青少年育成功労者表彰実施要領（抜粋）

（推薦基準）

- 2 要綱第2条に定める表彰候補者の推薦基準は、次の要件のとおりとする。

(1) 個人

要綱第2条各号のいずれかの活動に通算して15年以上従事し、現在も引き続き活動している者で、過去に神奈川県青少年問題協議会会長表彰(感謝状)※を受賞している者。

※神奈川県青少年育成活動推進者表彰のことです。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部

青少年課地域環境グループ 吉田

電話 (045) 210-1111 内線 3851

電子メール seisyonen.kankyo@pref.kanagawa.lg.jp

神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱

1 目的

生業のかたわら、青少年健全育成活動の推進力として、奉仕に努力を傾けている個人に対し、神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会が感謝の意を表わし青少年健全育成活動の発展に資する。

2 対象

県内の青少年の健全育成に熱意をもってあたり、その業績が特に顕著な民間の個人又は団体。ただし、個人においては公務員であっても職務以外において実践しているものは対象とすることができる。

3 表彰事項

表彰の対象は、次の各号に掲げる事績とする。

- (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (2) 青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
- (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
- (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大の事績があったもの。

4 表彰候補者

- (1) 市町村青少年問題協議会会長が県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会長に推薦するもの。
- (2) 県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会長が認めるもの。

5 表彰者の決定

県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会長は、前項の表彰候補者について部会の審議を経て表彰者を決定する。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 13 日から施行する。

神奈川県青少年育成活動推進者表彰実施細目

神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱（以下「要綱」という。）に基づく表彰の実施細目を、次のとおり定める。

1 表彰候補者の割当

（１）個人

各年度の表彰者数は、予算の範囲内とし以下の基準に基づき、各市町村ごとに推薦枠を設定することとする。

ア 全ての市町村から１名以上の推薦枠を確保する。

イ 市町村ごとの割当数は、人口比により割り当てをする。

ウ 人口比１％につき１名を割り当て、小数点以下を切り捨てとするが、１％未満の市町村についても１名ずつ割り当てする。

エ 昨年までの実績等を勘案して必要な調整を行い割り当てをする。

（２）団体

各年度の表彰団体数は、おおむね１０団体とする。

2 実施予定日

１月から２月頃

3 実施内容

神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会部会長から、記念品を添えて感謝状を贈呈する。

4 表彰の対象となる者

（１）個人

要綱２に掲げる個人で、概ね２０歳以上の者を対象とする。ただし、神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会の委員は除外する。

（２）団体

要綱２に掲げる団体で、県域、市町村域（複数の市町村域を含む。）又は指定都市の区域（複数の指定都市の区域を含む。）を活動範囲とする団体を対象とする。

5 表彰の対象となる事績・功労

要綱３に掲げる事績・功労は原則として、表彰を行う前年度の８月１日から当該年度の７月３１日までに行われたものを対象とする。

6 表彰候補者の推薦

要綱４に定める市町村青少年問題協議会会長等からの推薦は、「神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書」（様式１）または「神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補団体推薦書」（様式２）によるものとし、そ

の提出は、9月中旬までに行うものとする。

- 附 則
この実施細目は、平成18年7月7日より施行する。
- 附 則
この実施細目は、平成23年4月1日より施行する。
- 附 則
この実施細目は、平成26年7月1日より施行する。
- 附 則
この実施細目は、令和3年6月1日より施行する。
- 附 則
この実施細目は、令和6年6月13日より施行する。
- 附 則
この実施細目は、令和7年6月19日より施行する。

神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書

(市町村名)

ふりがな		☐ 男 ☐ 女	生年 月日	☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 (満 歳)	年 月 日
氏 名					
現 住 所	〒 ー 電話 () ー				
職 業 及び 勤 務 先	☐ 会社員 ☐ 自営業 ☐ 無職 ☐ 学生 ☐ そ の 他 () 電話 () ー				
表彰事績 の 概 要	表彰要綱3 (表彰事項) 第 号該当				
活動及び業績 の内容を具体的に記入する					
現在の役職 所属団体等					
略 歴 (活 動 歴)					
賞 罰					
推 薦 者 の 意 見					

令和 年 月 日

推薦者

氏名

様式 2 (日本産業規格 A 4 縦長型)

神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補団体推薦書

次の団体を「神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱」に基づき表彰候補団体として推薦します。

ふりがな 団 体 名		
ふりがな 所 在 地		〒 TEL
代 表 者	ふりがな 氏 名	
	住 所	
団 体 の 目 的		
組 織 構 成		
沿 革		
事 業 内 容		
推 薦 理 由		

*添付資料 団体の要綱・規約等、事業結果報告、役員名簿など団体の構成・目的・事業内容が分かるもの

*紙面の都合から別紙により記載も可

令和 年 月 日

推薦者

氏名